

くらしき 農業委員会 だより

第 1 6 号

平成 1 6 年 3 月

発行 倉敷市農業委員会
編集 倉敷市農業委員会事務局
☎ (086) 426-3895

ホームページアドレス ++ ++ <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/nogyo/index.html> ++ ++



▲とても珍しい野菜フェネルの栽培ハウス（市内堀南の藤原さんです）

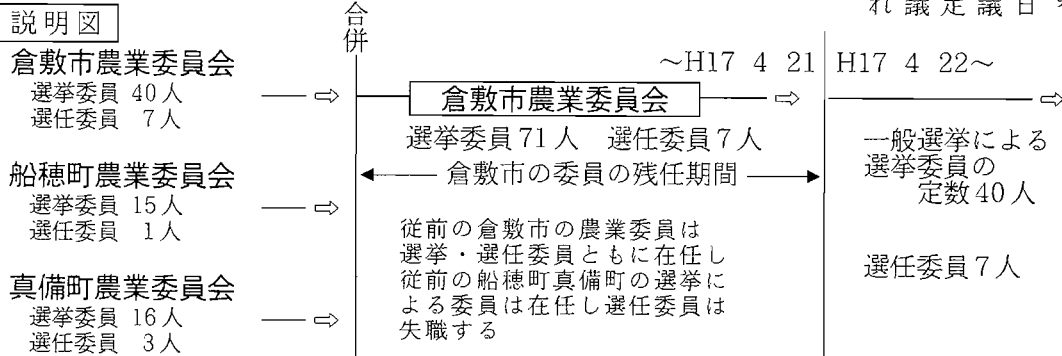
主 な 記 事

	頁
・ 倉敷地域の合併に伴う農業委員会の統合.....	2
・ 農業委員会のホームページができました.....	2
・ 知っていて得する税金のはなし.....	3
農業所得の申告について.....	3
譲渡所得税の控除について.....	3
相続税について.....	3
・ 平成十七年は一市二町の合併と農業委員の選挙の年です.....	3
・ 農地の移動状況について.....	3
・ 岡山県農林漁業功労表彰.....	4
・ 農業委員の退任・新任.....	4
・ 農地の転用手続きは早めに・忘れず.....	4
・ 表紙の写真の農家紹介.....	4
・ 標準小作料.....	4
・ お知らせ.....	4
・ 編集後記.....	4

〔農業委員会委員の定数及び任期〕

- 1 船穂町及び真備町の農業委員会は、倉敷市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 船穂町及び真備町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定を適用し、31人以内とし、その任期は同項第2号の規定を適用し、平成17年4月21日までとする。
- 3 平成17年4月22日以降の新市の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき40人とし、倉敷市及び船穂町の区域に8選挙区34人、真備町の区域に1選挙区6人とする。
このうち、船穂町は、倉敷市の富田、長尾穂井田と統合し1選挙区6人とする。
- 4 農業委員会の委員のうち選任委員の定数は条例で定める人数とし、船穂町及び真備町の選任委員は合併時に失職する。

説明図



※選挙区について、現行倉敷市の16選挙区が8選挙区に、新市で9選挙区になります。

倉敷地域の合併に伴う
農業委員会の統合

倉敷市は、船穂町、真備町と合併協議を進めています。その中で、一月二十二日の第4回倉敷地域合併協議会で農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いが審議され左記のように承認されました。

++++ <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/nogyo/index.html> +++++

倉敷市農業委員会



M E N U	
☆農業委員会について	☆農地まつわる手続きについて
農業委員会とは?	農地を取得したり、借りたい
農業委員会の組織	農地を転用したい
農業委員会のお仕事	農業用施設を作りたい
☆農業委員の紹介	田を畑にして利用したい
新着情報	農業委員名簿一覧
質問箱	地区別一覧表
くらしきの農業	推薦者別一覧表
☆小作地について	
☆農業者年金について	
☆農地部会について	
☆農地法等諸手続様式	
☆関係機関等リンク	

倉敷市農業委員会もインターネットからいつでも情報が提供できるように、ホームページを作成しました。
左の絵がホームページの最初の画面です。

ここから知りたい情報ページへつないで下さい。
倉敷市役所の公式サイトからもつないでいただけます。
農業委員会へ提出する書類も自宅でプリントし使用することが出来ます。

このホームページは徐々に進化させていきたいと考えています。
是非一度はアクセスしてみてください。



農業委員会のホームページができました

全国農業新聞の購読申込は農業委員会または地区農業委員へ

全国農業新聞

購読料一ヶ月六〇〇円 週一回（金曜日）発行

知っていても 税金のはなし

◆農業所得の 申告について

16年分の農業所得の申告では、農業所得標準がなくなり、従って、農業所得を白色申告している農家の皆さんは、今年16年の1月から経費とか売上等農業に関する帳簿の記録を習慣にしましょう。もちろん、経費の領収書、売上にかかる伝票もキッチリと整理しておくことをお勧めします。

来年の農業所得の申告のとき困らないように今からでも遅くありません。

◆譲渡所得税 の控除について

今年の1月から、長期で所有している農地等を売買し所得を得た場合の譲渡所得税控除100万円がなくなると言うことです。また、税率も変わるようです。決定を目前にしていますが、まだ、詳しい情報が入っていません。譲渡所得税の控除額・税率等を変更する手続きが国で成されていると言うことをお知らせしておきます。

◆相続税について

農業者にとって、相続税と言うのは、身内を亡くして悲しみに暮れるばかりではなく現実の手続きに入らなければならぬ大変な事です。

農業委員会では、相続税の納税猶予に関する適格者証明を行っています。この証明は証明願い出をしてから証明されるまでかなり長い時間が掛かります。早めに手続きは開始しなければなりません。

相続税の納税猶予は、農業者にとって大変有利な制度です。制度の決まりを守らなければなりません。

猶予を受けようとする農地は、被相続人が耕作していた土地で、相続人が引き続き耕作をする事が必要です。

相続人が二十年以上耕作を続けるか、亡くなるか、生前推定相続人に農地を一括贈与するかいずれか早い事案に該当した場合、猶予されていた相続税は免除されます。

しかし、中途で猶予されている農地を他の人に売っても貸しても、また、農地転用しても、自分で耕作をしなくなると、相続税の猶予税額と利子税を合わせて支払わなければなりません。

全国農業図書

刊行一覧のお問い合わせは農業委員会へ

国の税金

に付いては
最寄りの税務署に
相談してください。

税務署の中には、国税局直轄の相談室があります。

来年からは、販売高が多い農家は、消費税のこともあります。自分だけで考えず利用できる機関を活用し色々な知識を深めましょう。

相続税の 納税猶予 証明は

農業委員会へ

相続税の納税猶予を受けようとする場合、十ヶ月の期限内に相続税の申告をしなければなりません。

更にその前に、農業委員会の証明が必要です。早めに相談にお出でください。

固定資産税

市街化区域の土地をお持ちの方は、悩みの種です。

農地の固定資産税も高いのですが、農地以外に利用すると更に高くなると思います。不必要に多くの面積を農地転用するのではなく、利用計画にあわせて手続きをされるように気をつけてください。

平成十七年は 一市二町の合併と 農業委員の 選挙の年です

選挙の年です

農業委員の選挙の資格は、毎年一月十日までに、農家の皆さんから提出していただいています「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」により選挙人名簿に登載されていなければなりません。今から来年度の事をお願いするのにもどうかと思いますが、十アール以上耕作している方は、是非とも申請し登録されるようにしてください。また、家族も一緒に申請することになっていきますので、奥さん、成人している子弟もお忘れにならないように申請してください。

来年三月をめどに、船穂町真備町との合併を目指して、前項の様な協議が進んでいます。選挙による農業委員の数は、市の区域が大きくなるとも最大四十人です。

それぞれの地域から選出されている農業委員さんも、現在の人数からは、市域が広がるため減少します。

そのため農業委員の選挙に対し正確な有権者を把握していただければならないのです。

農地の 移動状況

最近五年間の農地法に基づく手続きをした件数及び面積です。

年次別農地移動状況

(面積単位=アール)

種別	第3条 (農地の権利移動)		第4条 (自分の農地の転用)		第5条 (農地の権利移動をし転用)		第20条 (小作の解約)	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
11	299	2,918	349	1,985	738	4,196	76	671
12	276	2,991	302	1,719	585	2,802	57	523
13	239	2,520	272	1,585	577	2,950	68	670
14	207	2,287	244	1,228	645	2,963	69	645
15	248	2,829	276	1,526	709	3,395	77	860

明日の農業・農村も拓く

全国農業図書

申込みは農業委員会へ

岡山県農林漁業 功労表彰



玉島 桑木 萬人 委員

昨年十月二十六日、倉敷市農業委員の桑木千萬人氏が、農業功労者として農林水産大臣賞を受賞されました。農業委員としての長年の功績が認められたものです。おめでとうございます。

表紙の写真の 農家紹介

倉敷市堀南

藤原ファーム

藤原 稔 司さん

倉敷駅から約4キロ南へ行った所に、一際大きな温室があります。約1000坪のガラスハウスです。藤原さんが外国から取り寄せたもので、よそのハウスとは少し変わっています。高さもありとてもきれいです。

その中では、藤原さんが学生時代に初めて出会いは引かれていた、日本では非常に珍しい「フェネル」という、地中海原産のヨーロッパ野菜を



めずらしいキャベツ

作付けしています。一見するとニンジンの葉を思わせるようですが、普通はその根元の部分を煮込み、いわゆるシチューのような料理にするようです。葉は、ハーブのように香りがよく、日本では野菜サラダの材料となるようです。

農業委員の 退任・新任

玉島の富田選挙区から選出されていた宗澤美代司委員が昨年体調不良により退任ご逝去されました。後任として、玉島八島地区から、宗澤弘氏が選出されていますので紹介します。



富田 選挙区 委員
選出 農政部
宗澤 弘 氏

全国農業新聞

購読料 一ヶ月六〇〇円 週一回(金曜日)発行

農地の転用 手続きは 早めに・忘れず

田や畑などの農地に家を建てる計画したとき、駐車場や資材置場に貸す計画を立てたときは、まず、農地の転用が必要なことを忘れないで！市街化区域の場合は、届出です。市街化調整区域の場合は、許可申請です。調整区域の農地は、また別の法律でも、色々な手続きが必要な場合が多いため、早めに、まず、ご相談ください。

標準小作料

平成十四年から適用されている標準小作料です。平成十六年分までは、この標準を使用します。平成十六年度は、改訂作業をしますから平成十七年分の小作料については、改訂に注意してください。

地区名	倉敷	児島	玉島	庄	茶屋町
農地区分					
田	19,700	18,800	18,600	20,500	21,500
畑	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500

平成14年4月1日から適用 ※単位 = 10アール/円

* 小作料は、この標準小作料を参考にして、貸手と借手が話し合ってください。

《お知らせ》

農業委員会事務局の電話は左記のとおりです。本庁の事務局は、6階にあります。気軽にどうぞ。
本庁 高層棟 6階 426-3895
児島支所 4階 児島駐在 473-4374
玉島支所 2階 玉島駐在 522-8126
庄支所 産業建設係 462-1212
茶屋町支所 産業建設係 428-0001
水島支所には、事務局はありません。

【編集後記】

「くらしき農業委員会だより」第八号をお届けします。今年も「食」を直撃するニュースから始まりました。長期保存の卵、鳥のインフルエンザ、アメリカの狂牛病で「牛どん」が店頭から消える騒ぎにまで発展し、いつ復活するか目途の立たない状況です。日本の食料について皆で真剣に考える時です。暗い話はほどほどとし、ホームページをよろしく。なお、本紙の印刷は、身体障害者授産施設の「くれたけ荘」へお願いして発行しました。(事務局 小河原)

全国農業新聞の購読申込は農業委員会または地区農業委員へ